

## 益田市水道料金審議会 第4回 会議録

開催日時：平成31年4月22日（月）13：00～16：00

開催場所：益田市役所本館3階 第二会議室

### 1. 開会

**事務局）** 定刻となりましたので、ただ今より益田市水道料金審議会第4回を開催いたします。委員のみなさまにおかれましては、ご多忙の折、お集まりいただき、ありがとうございます。それでは会の開催に際し、はじめに会長よりご挨拶をお願いいたします。

**会長）** みなさま、こんにちは。前回の審議会では、これまで以上に活発なご意見をいただき、非常に良い審議会であったと感じております。ただ予定しておりました全ての議題を終えることができず、そのため、本日の会議では、時間内に議論を収められるよう努めたいと思いますので、ご協力の程よろしくをお願いいたします。

また、これまでも審議会の開催に際し、事務局からはその都度、色々と資料を準備していただきました。ありがとうございました。

こうして議論を重ねていく中、多くの賛成意見、反対意見をいただくというのは民主主義として当たり前のことと思います。活発な議論を重ね、最終的に一つにまとまるよう議事進行に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

**事務局）** ありがとうございます。それでは議事に入る前に本日の出席状況についてご報告します。本日は委員2名が欠席です。なお審議会は「益田市水道料金審議会規程」の規定に基づき5名以上の出席で成立となりますのでご報告申し上げます。

つづきまして、本日使います資料の確認をさせていただきます。資料は事前に送付しておりますが、本日ご持参いただきましたでしょうか。使います資料は、「会議次第」、「水道料金の改定と料金表の設定について」として、全て同じ資料タイトルとなりますが、資料6-1、資料6-2、資料8の3冊、最後に「資料9 開催スケジュール」となります。

お持ちでない方がおられましたらお知らせ下さい。

**事務局）** それでは、これより議事に入りたいと思います。議事進行は益田市水道料金審議会規定第3条の規定により、会長に議事進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

## 2. 議事

会長) それでは本日の傍聴希望者がおられましたらお入りください。

～傍聴希望者受入れ～

会長) それでは議事に入りたいと思います。議事進行にご協力をお願いいたします  
はじめに議事(1)「前回までの検討事項」について、事務局から説明をお願いします。

事務局) それでは議事(1)「前回までの検討事項について」ということで、「災害発生時等の非常時における資金残高の確保」についてご説明いたします。資料8「水道料金の改定と料金表の設定について」の19ページ、「災害発生時等の非常時における資金残高の確保」をお開き下さい。

事務局) 説明

会長) ただいまの事務局からの説明について、何かご意見等ございましたら挙手の上、発言をお願いします。

会長) ご意見がないようでしたら、次の議事「(2) 料金体系の検討」について、事務局から説明をお願いします。

事務局) それでは前回第3回審議会における説明の続きということで、資料6-2「水道料金の改定と料金表の設定について」の11ページをお開き下さい。

事務局) 説明

会長) ただいまの事務局からの説明について、何かご意見等ございましたら挙手の上、発言をお願いします。

委員) 今回の料金改定では、料金体系を「用途別」から「口径別」に改定するということですが、用途別を採用している事業者は、島根県内では益田市だけということですね。

事務局) はい、そうです。

委員) 島根県内の各事業体でも、様々な論議を経て口径別を採用したのではないかと思います。あくまでも私の予測ですが。この審議会では、益田市の水道事業が将来に向け、安定した経営、経営基盤の強化を図るため、第三者の意見を聞き検討しているということだと思います。その視点に立ったとき、私は、料金体系を「用途別」から「口径別」にするに賛成いたします。

会長) ありがとうございます。他にご意見はございませんか。

委員) 資料では、1ヶ月当りの検針水量を使って説明されていますが、実際の検針については、これまでどおり2ヶ月ごとに実施するという事でよろしいでしょうか。

事務局) ただいま、委員ご指摘とおり、資料の中で示している数値は、1ヶ月あたりの検針水量、1ヶ月あたりの水道料金を使って説明しております。ただ実際の検針、料金請求につきましては、これまでどおり、2ヶ月に1回の検針、請求を考えております。

事務局) 先ほど、用途別について、委員からご意見をいただきました。水道事業が開始された当初は、水道利用の普及促進を図る観点から、特にご家庭用の水道料金を安く設定し利用促進を図ろうとする政策的な判断もあり、「用途別」という料金体系がスタートした背景があります。

これまでにご説明した内容の繰り返しとなりますが、今日のように給水人口が減り、水需要が減少していく中、一方で施設の老朽化・耐震化という大きな課題に直面しております。この課題を着実に実践していくためには、経営基盤の強化を図る必要があり、そのためには料金の見直しを検討していかなければなりません。

料金改定を検討する上で、大切な要素となるのが、料金負担の公平性という点です。一般的に水の供給に要する費用は、管の口径に比例すると言われております。

「用途別」、「普及促進の時代」から、「口径別」、「安定した経営の収入かつ公平な費用負担の時代」へと、全国的に見た場合、大きくシフトしようとしている要因が、そこにあるのではないかと考えます。

会長) ほかにご意見はございませんか。

事務局) 本日お配りしました、資料8「水道料金の改定と料金表の設定について」の8ページをお開きください。

事務局) 説明

会長) ただいまの事務局からの説明について、何かご意見等ございましたら挙手の上、発言をお願いします。

委員) 1ヶ月分の検針ということですが、基本料金というのは1ヶ月毎でしょうか。それとも1ヶ月目だけで2ヶ月目は使用料だけなのでしょうか。

事務局) 資料を使って説明させていただきますので、資料6-2「水道料金の改定と料金表の設定について」の22ページをお開きください。

1ヶ月の基本料金は例えば、口径が13mmであれば8<sup>m</sup>までが1,300円となります。検針は2ヶ月に1回となりますので、16<sup>m</sup>までであれば基本料金は、消費税は別として、1,300円の2倍になりますので、2,600円の請求になります。

委員) 基本料金は毎月かかりますよということですよ。

事務局) そうです。

会長) そのほかに、ご意見等ございませんか。

会長) 先ほどの事務局からの説明では、案1、案2、案3と3通りのシミュレーションを示され、その中で案1が負担の公平性からも適当ではないかという提案でした。この点についてご意見はありませんか？

委員) 感覚的な問題かもしれませんが、水道料金を「用途別」から「口径別」に移していく上で、現行用途ごとの改定率について十分に検討しなければならないと感じております。そう言った意味では、今事務局から示された、案1、案2、案3について、それぞれ特徴はあると思います。そのなか中で、事務局の示した案1というものは、受け止め方としては、妥当ではないかと感じています。

問題は、どういう形で実施していく、市民への説明、段階の実施も含めて検討が必要なのではないかと感じております。

会長) ありがとうございます。今のご発言は、実施するにあたって一気にやるのか段階的にやるのか、そういったことも含めて検討が必要だということですね。

委員) 事務局から示された3つの中では、一長一短ある中でも、案1が一番妥当なのではないかということです。

会長) ありがとうございます。

事務局) 例えば資料 8-4「水道料金の改定と料金表の設定について」の 8 ページ、案 1 について、現行の「一般用」では改定率 17.3%となります。先ほど委員からのご意見でもありました。少量利用者に対する配慮という点につきましては、事務局としても、しっかりと検討してまいりたいと考えます。

会長) そのほかに、ご意見はございませんか。

会長) ご意見がないようでしたら、次の議事(3)「量水器使用量を含めた新料金体系(案)」について、事務局から説明をお願いします。

事務局) 説明

会長) ただいまの説明に対しまして、ご質問はありませんか。

会長) それでは、ここで 10 分間の休憩を取りたいと思います。再開は、14 時 35 分からとします。

～ 休 憩 ～

会長) それでは議事を再開します。次の議事(4)「用途別・口径別・利用水量別の改定による影響」について、事務局から説明をお願いします。

事務局) 次の議事(4)「用途別・口径別・利用水量別の改定による影響」についてご説明する前に、資料 8「水道料金の改定と料金表の設定」から先に説明したいと思いますが、よろしいでしょうか。

会長) よろしいですか。

委員) はい。

会長) それでは、資料 8「水道料金の改定と料金表の設定」について、説明をお願いします。

事務局) それでは、資料8「水道料金の改定と料金表の設定」について、説明いたします。  
1 ページをお開き下さい。

事務局) 説明

会長) ただいまの事務局からの説明について、何かご意見等ございましたら挙手の上、発言をお願いします。

委員) 用途の区分について、今一度確認しておきますが、一般用というのは、一般家庭・個人向けということと思いますが、営業用というのは法人向けですか。

事務局) 法人個人という観点からお答えさせていただきますと、営業用というのは、法人向け個人向け、そのどちらもあります。具体的には、理容室、美容室、ラーメン屋など、そのほかにもありますが、こうした用途が営業用となります。

委員) それは、法人格ではなく個人経営の店舗であつてもということですか。

事務局) 法人、非法人は関係なく、どのような用途で使用されているかという点で用途認定しております。

委員) 先ほど、団体用では、例えば病院や学校と言われましたが、そのほかにどのようなものがありますか。

事務局) 官公庁、生命保険会社等があります。簡単に申しますと、営業用とは、水を使ってお客様にサービスを提供し対価を得るもの。従業員のための飲用は団体用ということになります。

委員) 改定案では、使用する水の量が多くなるほど、改定幅が高くなるということでした。このため、影響の大きい大口利用者に対しては、十分に納得のいく説明が必要ではないでしょうか。一般家庭は、比較的使用水量が少ないため、改定幅が小さいですが、同様に丁寧な説明に努める必要がありますね。また、営業用や団体用では、口径や使用水量で改定幅が大きく異なるので、議論が出るのではないのでしょうか。実際に使用される方が納得されるか、心配しております。

**事務局)** 改定案でお示した「口径別料金体系」における基本料金の考え方といたしまして、市では、いつでも安心して飲める水道水を、いつでも安定して供給できるよう、24時間体制で管理に努めており、これに要する費用について、使用される口径に応じて負担をお願いしようとするものです。一般家庭で多く使われている13ミリの小口径から工場等で使われる100mmの大口径まで様々な口径がありますが、大きな口径になればなるほど、要する経費の比率は高くなります。

いずれにいたしましても、一般家庭をはじめ事業所様に対しご理解いただけるよう、しっかりとした説明が必要になるものと承知しております。

**委員)** 一般用、営業用といった、具体的な認定についてお聞きします。契約時に「あなたは一般用です」「あなたは営業用です」といった形で契約をするのですか。

**事務局)** 実際の契約では、申し込みの際に具体的な使い方をお聞きしたうえで、用途を認定していきます。その際に問題となるのが店舗兼住宅です。例えば、とある電気屋さんの場合、1階店舗の奥または2階は住居とします。通常、1戸建建物の場合、水道メーターは1個しかありません。電気店で大量の水を使用するとは考えにくく、この場合は「一般用」となります。しかし店舗専用住宅の電気屋さんの場合「団体用」となります。独立した店舗で、従業員の飲用でしか水道を使用しない場合は「団体用」となりますが、自宅での店舗営業では、使われる水量にもよりますが「一般用」となります。あくまでも一例ですが、一般用と団体用とでは基本料金、従量料金単価が異なります。その辺りが用途別料金体系の問題点ではないでしょうか。

**委員)** 契約の際、用途を判断されるのは、水道部の職員ということですね。

**事務局)** ご指摘のとおりです。

**会長)** そのほかに、ご意見等はございますでしょうか。

**会長)** ご意見がないようでしたら、議事(4)「用途別・口径別・利用水量別の改定による影響」について、説明をお願いします。

**事務局)** 説明

**会長)** ただいまの事務局からの説明について、ご意見がありましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

委員) 団体用の改定率について、「大口径かつ少量利用者は、基本料金の増加により改定率が100%を超えるなど負担が大きくなる」とのことですが、例えば、「極端な増額改定に対しては、市長が認める範囲内とする」など、改定後の上限を設定する考えはないのか伺いたい。

事務局) 現時点で、ご指摘のような限度額設定は考えておりません。ただし、今後のご審議の中で、「一度に25%に改定するのではなく、改定による極端な負担増を回避するため、2〜3年間で段階的に改定していく」といったご意見もあろうかと思えます。

委員のみなさまからいただいたご意見を踏まえた上で、答申案をお示ししていきたいと考えます。

委員) 今回の改定により、使用水量の多い大口利用者の中には、支払う水道料金が大幅に増額になるケースも出てきます。そうした場合、経費節減を図るため、あっさり地下水に切り替える大口利用者も出てくるのではないのでしょうか。

市が使用者の方たちとの対話を通じ、理解を得ないことには、市が計画されている耐震化・更新計画の実行、安定経営にはつながらないのではないのでしょうか。

事務局) わかりました。

会長) ほかにご意見はございませんか。

委員) 微妙に水量が違うだけで、料金に随分の差があるなど実感しております。確認ですが、1ヶ月分の水量をもって計算したものと2ヶ月分の水量をもって計算したものでは、基本料金に違いはありませんか。

事務局) 現在、水道の検針ならびに請求は、2ヶ月に一度検針を行い、その翌月に一括して請求させていただいております。

実際に料金を算出する場合、検針した2ヶ月分の使用水量に対し、各月同じ水量を使用したものとみなしてこれを2で除し、得られた水量を料金表に照らして1ヶ月分の料金を算出します。次に算出した数値を2で乗じ、2ヶ月分の水道料金として請求しております。

委員) わかりました。



**事務局)** 今回の料金改定では、料金単価に加えて料金体系についても改定を予定しております。新たな計算方法等も含め、地域住民の方との説明会を通じ、わかりやすく丁寧な説明に徹していきたいと考えております。また、そのことは私たち行政に携わる者に課された義務だと考えております。

**委員)** 改定内容を、パーセントで捉える場合と、実際の改定額で捉える場合では、市民に対するインパクトは随分違うと思います。平成14年以来の料金改定となるわけですから、非常に驚かれるのではないのでしょうか。たとえ数百円であってもです。

**委員)** 先ほど、35ページ「営業用の改定率について」の説明の中で、「一方で件数は非常に少ないですが40口径以上の利用者の負担は高めになっています」との説明でしたが、具体的にどのくらいの件数があるか教えてください。

また、同じように「団体の改定率について」の説明の中で、「大口径かつ少量利用者は基本料金の増加により改定率が100%を超える」との説明でしたが、これについても具体的な件数を教えてください。

**事務局)** 具体的な件数につきましては、営業用は31ページ、団体用は33ページに掲載しております。

**委員)** 例えば営業用で「一方で件数は非常に少ないですが40口径以上の利用者の負担は高めになっています」ということで、40口径では具体的な件数は364件と捉えてよろしいということですね。

**事務局)** ご指摘のとおりです。ただし、ここで示している件数は、年間の調定件数、2ヶ月に1度行う検針件数の総数となります。

例えば営業用の50口径では、0~10 m<sup>3</sup>/月は6件となっておりますが、検針は年6回行いますので、実際の件数は1件となり、この1件あたりの改定率は264%となります。

同様に、団体用の100口径0~20 m<sup>3</sup>/月では、実際の件数は1件となり、改定率1410%となります。

**委員)** 改定率だけで言いますと、非常に大変ではないかと感じます。

**会長)** ほかにご意見はございませんか。

事務局) 今のご質問に関連しますが、資料 8 の「水道料金の改定と料金表の設定について」の 8-5、ページで申しますと 11~14 ページをお開きください。少し詳細な数値を載せております。なお、それぞれの表中に網掛けの部分がありますが、実際に該当する案件がありませんので、網掛けとしております。

例として、75 mmの口径で、7,000 m<sup>3</sup>/月ご使用の場合、現行料金体系では月額水道料金は 1,332,435 円となりますが、新料金体系では月額水道料金 1,423,660 円となり、91,225 円の増額、年間 547,350 円の増額、改定率は 6.8%となります。

会長) ただ今の説明についてご質問がありましたら、挙手の上、ご発言ください。ご意見等はございませんでしょうか。

会長) 事務局の方からの説明は以上で全てですか。

事務局) 説明は以上となります。また、事務局より委員のみなさまへ提示を予定しておりました資料は、今回お配りしました資料 8「水道料金の改定と料金表の設定について」で最後となります。

会長) 全体を通して、ご意見等はございませんでしょうか。ご意見のある方は挙手の上、ご発言ください。

委員) 水道料金が上がるということで、それでは水道をあまり使わずにおこうかということにはなりはしないか心配をするのですが。そういう風潮になっては困るなど思うのですが。

事務局) 先ほど、別の委員からもご指摘をいただきましたが、ある自治体では、料金改定に伴い、工場で使う水を、水道水から地下水へ切り替えるといった事例発生を聞いております。これは大口利用者だけでなく、節水意識の浸透により家庭用においても使用水量の減少が起り得るのではないのでしょうか。もちろん節水は大切なことです。そのことを否定するものではありません。大事なのは、「なぜ、料金改定が必要なのか」、このことを各地域へ出向き、直接使用者のみなさまへ説明していく中で、ご理解を得ることだと考えております。

会長) 他にございませんでしょうか。

会長) 本日予定していました議事は以上となります。本日の議事に対し、持ち越した回答や資料等につきましては、事務局の方で取りまとめた上、次回審議会において回答、提示をお願いしたいところですが、今回は特に持ち越しの事案はないですね。

会長) 委員のみなさまの方で、再度、事務局説明のご希望であれば申し出てください。

会長) ないようでしたら、その他のところで事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いします。

事務局) それでは、事務局のほうから、1点ほど報告させていただきます。第3回審議会の開催状況につきまして、ホームページへの掲載時期が若干遅れております。申し訳ございません。早期に掲載していく予定としております。事務局からの連絡事項等は以上です。

会長) ただいまの事務局からの報告について、ご質問等はありませんか。

会長) 予定しておりました議事、議題につきましては以上となります。ご協力ありがとうございました。

事務局) それでは以上をもちまして、益田市水道料金審議会第4回を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。